

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様で定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える		
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装すべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能
a. 管理項目																	
a. 管理項目 - 1. データ管理項目（データの設定・保持・修正ができること）																	
a	1	<p>学校教育法施行規則第30条の記載されている項目（児童関連）を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒氏名 児童生徒の現住所（住所地による学区の自動設定） 児童生徒の生年月日（和暦、西暦については住民記録システムと同様の整理） 児童生徒性別 	<p>学校教育法施行規則第三十条第一号において、「学齢児童又は学齢生徒に関する事項 氏名、現住所、生年月日及び性別」を学齢簿に記載する事項として定められているため。</p>	<p>学校教育法施行規則第30条の記載されている項目（児童関連）を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒氏名 児童生徒の現住所（住所地による学区の自動設定） 児童生徒の生年月日（和暦、西暦については住民記録システムと同様の整理） 児童生徒性別 	<p>全ての自治体において、管理項目としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名については、通称名、併記名、本名が考えられるが、連携元である宛名管理システムに委ねられている。 	児童生徒氏名、児童生徒の現住所、児童生徒の生年月日、児童生徒性別を管理できること。	児童生徒氏名、児童生徒の現住所、児童生徒の生年月日、児童生徒性別を管理できること。	児童生徒氏名、児童生徒の現住所、児童生徒の生年月日、児童生徒性別を管理できること。	児童生徒氏名、児童生徒の現住所、児童生徒の生年月日、児童生徒性別を管理できること。	児童生徒氏名、児童生徒の現住所、児童生徒の生年月日、児童生徒性別を管理できること。	○				○		
a	1	<p>学校教育法施行規則第30条の記載されている項目（保護者関連）を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者氏名 保護者の現住所 保護者と児童生徒との関係 	<p>学校教育法施行規則第三十条第二号において、「保護者に関する事項 氏名、現住所及び保護者と学齢児童又は学齢生徒との関係」を学齢簿に記載する事項として定められているため。</p>	<p>学校教育法施行規則第30条の記載されている項目（保護者関連）を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者氏名 保護者の現住所 保護者と児童生徒との関係 	<p>一部の自治体において、保護者の現住所は宛名システムでの管理となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名については、通称名、併記名、本名が考えられるが、連携元である宛名管理システムに委ねられている。 	保護者氏名、保護者と児童生徒との関係を管理できること。	保護者氏名、保護者の現住所、保護者と児童生徒との関係を管理できること。	保護者氏名、保護者の現住所、保護者と児童生徒との関係を管理できること。	保護者氏名、保護者の現住所、保護者と児童生徒との関係を管理できること。	保護者氏名、保護者の現住所、保護者と児童生徒との関係を管理できること。	○				○		

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様が定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える		
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装 すべき機能	イ. 実装 しなくても 良い機能	ウ. 実装 しない機能
a	1	<p>学校教育法施行規則第30条の記載されている項目（市町村内学校関連）を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学学校名 ・学校入学年月日 ・学校転学年月日 ・学校卒業年月日 <p>※小学校・中学校の記載欄が必要</p> <p>※学校入学年月日の記載欄には、入学、転入学、編入学の何れかを設定</p>	<p>学校教育法施行規則第三十条第三号イにおいて、「当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校に就学する者について、当該学校の名称並びに当該学校に係る入学、転学及び卒業の年月日」を学齢簿に記載する事項として定められているため。</p>	<p>学校教育法施行規則第30条の記載されている項目（市町村内学校関連）を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学学校名 ・学校入学年月日 ・学校転学年月日 ・学校卒業年月日 <p>※小学校・中学校の記載欄が必要</p>	<p>・全ての自治体において、管理項目としている。</p>	<p>就学学校名、学校入学年月日、学校転学年月日、学校卒業年月日を管理できること。</p>	<p>就学学校名、学校入学年月日、学校転学年月日、学校卒業年月日を管理できること。</p>	<p>就学学校名、学校入学年月日、学校転学年月日、学校卒業年月日を管理できること。</p>	<p>就学学校名、学校入学年月日、学校転学年月日、学校卒業年月日を管理できること。</p>	○					○		
a	1	<p>学校教育法施行規則第30条の記載されている項目（区域外学校関連）を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学学校名 ・設置者名 ・学校入学年月日 ・学校転学年月日 ・学校卒業年月日 ・学校退学年月日 <p>※小学校・中学校の記載欄が必要</p> <p>※学校入学年月日の記載欄には、入学、転入学、編入学の何れかを設定</p>	<p>学校教育法施行規則第三十条第三号ロにおいて、「学校教育法施行令第九条に定める手続により当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学する者について、当該学校及びその設置者の名称並びに当該学校に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日」を学齢簿に記載する事項として定められているため。</p>	<p>学校教育法施行規則第30条の記載されている項目（区域外学校関連）を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学学校名 ・設置者名 ・学校入学年月日 ・学校転学年月日 ・学校卒業年月日 ・学校退学年月日 <p>※小学校・中学校の記載欄が必要</p>	<p>・殆どの自治体において、設置者名は学校名から判別できるため別項目としては管理していない。</p>	<p>就学学校名、学校入学年月日、学校転学年月日、学校卒業年月日、学校退学年月日を管理できること。</p> <p>現在、設置者名は管理していない。</p>	<p>就学学校名、学校入学年月日、学校転学年月日、学校卒業年月日、学校退学年月日を管理できること。</p> <p>現在、設置者名は管理していない。</p>	<p>就学学校名、設置者名、学校入学年月日、学校転学年月日、学校卒業年月日、学校退学年月日を管理できること。</p> <p>現在、設置者名は管理していない。</p>	<p>就学学校名、学校入学年月日、学校転学年月日、学校卒業年月日、学校退学年月日を管理できること。</p> <p>現在、設置者名は管理していない。</p>	○					○		

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様を定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える		
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装 すべき機能	イ. 実装 しなくても 良い機能	ウ. 実装 しない機能
a	17	学校教育法施行規則第30条の記載されている項目（猶予関連）を管理できること。 【管理項目】 ・就学猶予年月日 ・就学猶予事由 ・就学猶予期間 ・就学猶予復学年月日	学校教育法施行規則第三十条第五号において、「就学義務の猶予又は免除に関する事項 学校教育法第十八条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者について、猶予の年月日、事由及び期間又は免除の年月日及び事由並びに猶予又は免除された者のうち復学した者については、その年月日」を学齢簿に記載する事項として定められているため。	学校教育法施行規則第30条の記載されている項目（猶予関連）を管理できること。 【管理項目】 ・就学猶予年月日 ・就学猶予事由 ・就学猶予期間 ・就学猶予復学年月日	・一部の自治体において、就学猶予事由をメモ等で管理している。	就学猶予年月日、就学猶予期間、就学猶予復学年月日を管理できること。 現在、就学猶予事由は管理していない。	就学猶予年月日、就学猶予事由、就学猶予期間、就学猶予復学年月日を管理できること。	就学猶予年月日、就学猶予事由、就学猶予期間、就学猶予復学年月日を管理できること。	就学猶予年月日、就学猶予事由、就学猶予期間、就学猶予復学年月日を管理できること。	就学猶予年月日、就学猶予事由、就学猶予期間、就学猶予復学年月日を管理できること。	○			○			
a	18	学校教育法施行規則第30条の記載されている項目（免除関連）を管理できること。 【管理項目】 ・就学免除年月日 ・就学免除事由 ・就学免除復学年月日	学校教育法施行規則第三十条第五号において、「就学義務の猶予又は免除に関する事項 学校教育法第十八条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者について、猶予の年月日、事由及び期間又は免除の年月日及び事由並びに猶予又は免除された者のうち復学した者については、その年月日」を学齢簿に記載する事項として定められているため。	学校教育法施行規則第30条の記載されている項目（免除関連）を管理できること。 【管理項目】 ・就学免除年月日 ・就学免除事由 ・就学免除復学年月日	・一部の自治体において、就学猶予事由をメモ等で管理している。	就学免除年月日、就学免除復学年月日を管理できること。 現在、就学免除事由は管理していない。	就学免除年月日、就学免除事由、就学免除復学年月日を管理できること。	就学免除年月日、就学免除事由、就学免除復学年月日を管理できること。	就学免除年月日、就学免除事由、就学免除復学年月日を管理できること。	就学免除年月日、就学免除事由、就学免除復学年月日を管理できること。	○			○			

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様が定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える		
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装すべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能
a	1	9	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（児童関連）を管理できること。 【管理項目】 ・児童生徒宛名コード（個人番号などの識別番号 名寄せを行う際に必要） ・児童生徒カナ氏名 ・児童生徒国籍 ・児童生徒郵便番号（現住所が入力されると自動で記載）	学校教育法施行規則第三十条第一号において、学齢簿に記載する事項として定められている事項の補足情報として管理が必要であるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（児童関連）を管理できること。 【管理項目】 ・児童生徒宛名コード（個人番号などの識別番号 名寄せを行う際に必要） ・児童生徒カナ氏名 ・児童生徒国籍 ・児童生徒郵便番号（現住所が入力されると自動で記載）	・一部の自治体において、国籍、郵便番号は宛名管理システムでの管理となっている。	児童生徒カナ氏名を管理できること。 現在、児童生徒宛名コード、児童生徒国籍、児童生徒郵便番号は管理していない。	児童生徒宛名コード、児童生徒カナ氏名、児童生徒国籍を管理できること。 現在、児童生徒郵便番号は管理していない。	児童生徒宛名コード、児童生徒カナ氏名、児童生徒国籍、児童生徒郵便番号を管理できること。	児童生徒宛名コード、児童生徒カナ氏名、児童生徒郵便番号を管理できること。 現在、児童生徒国籍は管理していない。		○			○		
a	1	10	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（保護者関連）を管理できること。 【管理項目】 ・保護者宛名コード（個人番号などの識別番号 名寄せを行う際に必要） ・保護者カナ氏名 ・保護者国籍 ・保護者郵便番号（現住所が入力されると自動で記載）	学校教育法施行規則第三十条第二号において、学齢簿に記載する事項として定められている事項の補足情報として管理が必要であるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（保護者関連）を管理できること。 【管理項目】 ・保護者宛名コード（個人番号などの識別番号 名寄せを行う際に必要） ・保護者カナ氏名 ・保護者国籍 ・保護者郵便番号（現住所が入力されると自動で記載）	・一部の自治体において、国籍、郵便番号は宛名管理システムでの管理となっている。	現在、保護者宛名コード、保護者カナ氏名、保護者国籍、保護者郵便番号を管理できない。 現在、保護者国籍は管理していない。	保護者宛名コード、保護者カナ氏名、保護者郵便番号を管理できること。 現在、保護者国籍は管理していない。	保護者宛名コード、保護者カナ氏名、保護者国籍、保護者郵便番号を管理できること。	保護者宛名コード、保護者カナ氏名、保護者郵便番号を管理できること。 現在、保護者国籍は管理していない。		○			○		
a	1	11	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（学齢簿変更関連）を管理できること。 【管理項目】 ・学齢簿変更届出年月日 ・学齢簿変更年月日 ・学齢簿変更事由	学齢簿の変更履歴を管理するうえで必要であるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（学齢簿変更関連）を管理できること。 【管理項目】 ・学齢簿変更年月日 ・学齢簿変更事由	・一部の自治体において、メモ等で管理している。	現在、学齢簿変更年月日、学齢簿変更事由は管理していない。メモで対応している。	学齢簿変更年月日、学齢簿変更事由を管理できること。	学齢簿変更年月日、学齢簿変更事由を管理できること。	学齢簿変更年月日、学齢簿変更事由を管理できること。		○			○		
a	1	12	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（就学援助関連）を管理できること。 【管理項目】 ・就学援助有無	就学援助システムにて管理する項目であり、二重管理となってしまうため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（就学援助関連）を管理できること。 【管理項目】 ・就学援助有無	・管理している自治体と管理していない自治体に分かれる。	現在、就学援助有無は管理していない。	就学援助有無を管理できること。	就学援助有無を管理できること。	就学援助有無を管理できること。 現在、就学援助有無は管理していない。		○			○		

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様で定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える				
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装 すべき機能	イ. 実装 しなくても 良い機能	ウ. 実装 しない機能		
a	1	13	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（学級関連）を管理できること。 【管理項目】 ・学級区分（通常の学級、特別支援学級等）	学校教育法施行規則第三十条第三号イにおいて、学齢簿に記載する事項として定められている事項の補足情報として管理が必要であるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（学級関連）を管理できること。 【管理項目】 ・学級区分（通常の学級、特別支援学級等）	・一部の自治体において、管理していない。	学級区分（通常の学級、特別支援学級等）を管理できること。	学級区分（通常の学級、特別支援学級等）を管理できること。	学級区分（通常の学級、特別支援学級等）を管理できること。	学級区分（通常の学級、特別支援学級等）を管理できること。	現在、学級区分は管理していない。					○			
a	1	14	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（学年関連）を管理できること。 【管理項目】 ・学年	遅れにより実際の年齢と学年に差が生じることがあり、管理が必要であるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（学年関連）を管理できること。 【管理項目】 ・学年	・全ての自治体において、管理項目としている。	学年を管理できること。	学年を管理できること。	学年を管理できること。	学年を管理できること。	学年を管理できること。	○					○		
a	1	15	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（指定校関連）を管理できること。 【管理項目】 ・就学指定校名 ※小学校・中学校の記載欄が必要	実際の就学校が指定校でない場合、指定校を把握する必要があるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（指定校関連）を管理できること。 【管理項目】 ・就学指定校名	・全ての自治体において、管理項目としている。	就学指定校名を管理できること。	就学指定校名を管理できること。	就学指定校名を管理できること。	現行の就学情報と別に指定小学校・指定中学校を管理できること。	就学指定校名を管理できること。	○					○		
a	1	16	—	入学年月日と同等に管理する必要があるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（編入学関連）を管理できること。 【管理項目】 ・学校編入学年月日	・全ての自治体において、管理項目としている。 ・a-1-3~5に含める。	学校編入学年月日を管理できること。	学校編入学年月日を管理できること。	学校編入学年月日を管理できること。	学校編入学年月日を管理できること。	現在、学校編入学年月日は管理していない。								
a	1	17	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（原級留置関連）を管理できること。 【管理項目】 ・原級留置に関する事項 例) ・原級留置決定年月日 ・原級留置期間 ・原級留置理由	進級処理及び卒業処理を行う場合、判定に必要となるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（原級留置関連）を管理できること。 【管理項目】 ・原級留置に関する事項	「就学状況」にコード入力する。（ヒアリング） 就学状況のコードは5種類 原級留置 猶予 免除 就学していないときの督促 就学していないときの通知	・一部の自治体において、管理していない。	異動日付を入力する。（ヒアリング） 過去にケースなし。	原級留置を認めるケースがない。（ヒアリング）	実際にケースなし、必要に応じ備考に登録する。（ヒアリング）	進級区分に進級するかしないかの指定が可能、「しなない」にすると一括処理で進級対象外となる。（ヒアリング）						○		

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様が定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える				
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装 すべし機能	イ. 実装 しなくても 良い機能	ウ. 実装 しない機能		
a	1	18	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（不就学関連）を管理できること。 【管理項目】 ・不就学情報 例) ・不就学決定年月日 ・不就学期間 ・不就学理由	外国人の就学推進について、文部科学省より令和2年7月1日「外国人の子供の就学推進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について」が通知されるなど、不就学情報の管理が必要であるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（不就学関連）を管理できること。 【管理項目】 ・不就学情報	・全ての自治体において、管理項目としている。	不就学情報を管理できること。	不就学情報を管理できること。	不就学情報を管理できること。	児童・生徒の就学・不就学の情報が登録、照会できること。	不就学情報を管理できること。	○					○		
a	1	19	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（督促関連）を管理できること。 【管理項目】 ・就学督促事由	学校教育法施行規則第三十条第四号において、学齢簿に記載する事項として定められている事項の補足情報として管理が必要であるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（督促関連）を管理できること。 【管理項目】 ・就学督促事由	・一部の自治体において、メモで管理している。 ・a-1-6に含める。	現在、就学督促事由は管理していない。	就学督促事由を管理できること。	現在、就学督促事由は管理していない。メモで対応している。	就学督促事由を管理できること。	就学督促事由を管理できること。		○					○	
a	1	20	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（督促関連）を管理できること。 【管理項目】 ・希望就学校名 ・希望就学校受付年月日 ※学校選択制導入自治体のみ ※小学校・中学校の記載欄が必要	学校選択制導入自治体の場合、指定校とは別に希望校の管理を行う必要があるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（希望校関連）を管理できること。 【管理項目】 ・希望就学校 ・希望就学校受付年月日 ※学校選択制導入自治体のみ	・学校選択制導入自治体の有無により管理が分かれる。	希望就学校、希望就学校受付年月日を管理できること。	現在、希望就学校、希望就学校受付年月日は管理していない。	希望就学校、希望就学校受付年月日を管理できること。	現在、希望就学校、希望就学校受付年月日は管理していない。	現在、希望就学校、希望就学校受付年月日は管理していない。		○					○	
a	1	21	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（就学校変更関連）を管理できること。 【管理項目】 ・就学校変更事由 ・就学校変更年月日 ・就学校変更期間	学校教育法施行令第八条において、指定校変更の手続きが規定されており、管理項目として必要であるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（就学校変更関連）を管理できること。 【管理項目】 ・就学校変更事由 ・就学校変更年月日 ・就学校変更期間	・一部の自治体において、管理していない。	就学校変更事由、就学校変更年月日、就学校変更期間を管理できること。	就学校変更事由、就学校変更年月日、就学校変更期間を管理できること。	就学校変更事由、就学校変更年月日、就学校変更期間を管理できること。	就学校変更事由、就学校変更年月日、就学校変更期間を管理できること。	就学校変更事由、就学校変更年月日、就学校変更期間を管理できること。		○					○	

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様が定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える			
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装すべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能	
a	1	22	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（区域外就学関連）を管理できること。 【管理項目】 ・区域外就学事由 ・区域外就学年月日 ・区域外就学期間	学校保健安全法第九条及び十条において、区域外就学の手続きが規定されており、管理項目として必要であるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（区域外就学関連）を管理できること。 【管理項目】 ・区域外就学事由 ・区域外就学年月日 ・区域外就学期間	・一部の自治体において、管理していない。	区域外就学年月日、区域外就学期間を管理できること。 現在、区域外就学事由は管理していない。	区域外就学事由、区域外就学年月日、区域外就学期間を管理できること。	区域外就学事由、区域外就学年月日を管理できること。 現在、区域外就学期間は管理していない。メモで対応している。	区域外就学事由、区域外就学年月日、区域外就学期間を管理できること。 現在、区域外就学年月日は管理していない。		○				○		
a	1	23	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（DV・ストーカー等支援対象者関連）を管理できること。 【管理項目】 ・DV・ストーカー等支援措置対象者被害状況 ※住民情報の内容を参照し把握でき、学齢簿固有の対象者確認が行えること。 ※学齢簿としては、該当者の管理（例：フラグ管理）が最低限行えること。	住民記録システムでも管理対象となっているが、学齢簿個別での管理も必要であるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（DV・ストーカー関連）を管理できること。 【管理項目】 ・DV・ストーカー被害状況	・住民記録（宛名管理）システムに準拠しているケースが多い。 ・学齢簿独自部分は、メモで管理を行っている。	メモで管理している。（ヒアリング）	就学事務独自＋住民票に準じて管理している。（ヒアリング）	住民票に準じて管理している。ストーカー情報については、管理項目はなくメモ登録を行っている。（ヒアリング）	住民票に準じて管理している。ストーカーも警告者として登録可能である。（ヒアリング）		○				○		
a	1	24	-	殆どの自治体、ベンダーで管理項目としておらず、必要に応じてメモ登録を想定するため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（居所不明関連）を管理できること。 【管理項目】 ・居所不明状況 ・殆どのベンダーで管理を行っている。 ※1年以上居所不明者である場合	・殆どの自治体で管理を行っている（必要に応じてメモ管理）。 ・殆どのベンダーで管理を行っている。	現在、居所不明状況、居所不明年月日は管理していない。	居所不明状況、居所不明年月日を管理できること。	現在、居所不明状況、居所不明年月日は管理していない。メモで対応している。	現在、居所不明状況、居所不明年月日は管理していない。						○		○
a	1	25	-	a-1-11の学齢簿変更年月日及び学齢簿変更事由で管理可能であるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（学齢簿削除関連）を管理できること。 【管理項目】 ・学齢簿削除事由 ・学齢簿削除年月日	・殆どの自治体で管理を行っている（必要に応じてメモ管理）。 ・a-1-11で管理可能である。	学齢簿削除事由を管理できること。 現在、学齢簿削除年月日は管理していない。	学齢簿削除事由、学齢簿削除年月日を管理できること。	現在、学齢簿削除年月日学齢簿削除事由は管理していない。メモで対応している。	現在、学齢簿削除年月日学齢簿削除事由は管理していない。						○		○

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様を定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える			
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装すべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能	
a	1	26	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（メモ関連）を管理できること。 【管理項目】 ・備考 ※記載事項を限定しないメモ入力が可能であること	記載事項を限定しないメモ入力が必要であるため。	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（備考関連）を管理できること。 【管理項目】 ・備考 ※記載事項を限定しないメモ入力が可能であること	・全ての自治体において、管理項目としている。	備考を管理できること。	備考を管理できること。	備考を管理できること。	備考を管理できること。	備考を管理できること。	○				○		
a	1	27	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（市町村内学校関連）を管理できること。 【管理項目】 ・指定小学校区 ・指定中学校区	学校教育法施行規則第三十条第三号イにおいて、学齢簿に記載する事項として定められている事項の補足情報として管理が必要であるため。	(ヒアリング)	・全ての自治体において、管理項目としている。	指定小学校区、指定中学校区を管理できること。	指定小学校区、指定中学校区を管理できること。	指定小学校区、指定中学校区を管理できること。	指定小学校区、指定中学校区を管理できること。	指定小学校区、指定中学校区を管理できること。	○				○		
a	1	28	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（転入前学校関連）を管理できること。 【管理項目】 ・転入前学校	同上	(ヒアリング)	・全ての自治体において、管理項目としている。	転入前学校を管理できること。	転入前学校を管理できること。	転入前学校を管理できること。	転校等の情報を履歴で管理できること。また履歴を一覧で確認できること。	転入前学校を管理できること。	○				○		
a	1	29	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（転出先学校関連）を管理できること。 【管理項目】 ・転出先学校	転出先に問合せなどを行うケースが想定されないため。	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。	転出先学校を管理できること。	転出先学校を管理できること。	転出先学校を管理できること。			○					○	

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様を定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える			
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装 すべき機能	イ. 実装 してもし なくても 良い機能	ウ. 実装 しない機能	
a	1	30	-	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。 ・区域外就学申請年月日は、a-1-22に含める。 ・区域外就学許可年月日は、a-1-22の区域外就学年月日と同等であるため含めない。	区域外就学申請年月日、区域外就学許可年月日を管理できること。	区域外就学申請年月日、区域外就学許可年月日を管理できること。											
a	1	31	-	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。 ・猶予免除許可年月日は、a-1-7の就学猶予年月日、a-1-8就学免除年月日と同等であるため含めない。	猶予免除許可年月日を管理できること。	猶予免除許可年月日を管理できること。											
a	1	32	世帯状況の把握が必要であるため。	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。		世帯番号を管理できること。	世帯番号を管理できること。	世帯番号を管理できること。	世帯番号を管理できること。		○					○	
a	1	33	学校教育法施行規則第三十条に記載されていない項目（保護者関連）を管理できること。 【管理項目】 ・保護者電話番号	学校教育法施行規則第三十条第二号において、学齢簿に記載する事項として定められている事項の補足情報として管理が必要であるため。	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。		保護者電話番号を管理できること。		保護者電話番号を管理できること。	保護者電話番号を管理できること。		○				○	

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様を定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える				
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装可能な	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能		
a	1	34	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（身元引受人関連）を管理できること。 【管理項目】 ・身元引受人宛名コード ・身元引受人氏名 ・身元引受人カナ氏名 ・身元引受人住所 ・身元引受人電話番号 ・身元引受人児童生徒との関係	身元引受人の把握が必要であるため。	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。				身元引受人宛名コード、身元引受人氏名、身元引受人カナ氏名、身元引受人住所、身元引受人電話番号、身元引受人児童生徒との関係を管理できること。			○					○	
a	1	35	-	生年月日から算出可能であるため。	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。					児童生徒年齢を管理できること。			○					○
a	1	36	-	必要に応じて、住民記録システム等から取得可能であるため。	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。					保護者性別を管理できること。			○					○
a	1	37	-	必要に応じ備考での管理とするため。	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。				児童の電話番号、児童の携帯番号、児童の前住所、児童のメールアドレスを管理できること。			○						○
a	1	38	学校教育法施行規則第30条に記載されていない項目（保護者関連）を管理できること。 【管理項目】 ・保護者の携帯番号 ・保護者のメールアドレス	学校教育法施行規則第三十条第二号において、学齢簿に記載する事項として定められている事項の補足情報として管理が必要であるため。	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。				保護者の携帯番号、保護者のメールアドレスを管理できること。			○						○

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様が定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える						
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装可能な	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能				
a	1	45	-	子ども子育て支援の学童保育で管理する項目と想定するため。必要に応じ備考での管理とするため。	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。	預け先名（保育先名）、預け先住所（保育先住所）を管理できること。											○			○
a	1	46	-	-	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。 ・a-1-3~5と同一。	学校転出年月日、学校退学年月日を管理できること。														
a	1	47	-	-	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。 ・a-1-21と同一。	指定校変更理由を管理できること。現在は、メモで対応している。														
a	1	48	-	-	(ヒアリング)	・一部の自治体において、管理項目としている。 ・a-1-7~8と同一。	就学猶予、就学免除（理由、開始日、終了日）を管理できること。														
a	1	49	-	中央教育審議会より「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びの実現～」が答申され、特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域の学校に副次的な籍を置く取組の一層の普及推進が記載されているため。	小中学校と特別支援学校等の副次的な学籍を管理しているかの確認（ヒアリング）	・一部の自治体において、管理項目としている。	管理していない。	居住地の学校と特別支援学校の区分を管理している。	管理していない。	管理していない。			○					○			

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様で定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える		
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装すべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能
a. 管理項目 - 7. 新設校・廃校																	
a	7	1 新設校・廃校の設定ができること。	新設校の追加、廃校の削除が必要であるため。	新設校・廃校の設定ができること。	・一部の自治体において、管理できている。	新設校・廃校の設定ができること。	新設校・廃校の設定ができること。				現在、機能は有していないが履歴付きで一括更新出来ると良い。		○		○		
a	7	2 新設校・廃校による学区の設定ができること。	学区変更に伴い、異動履歴付き一括更新を行う機能が必要であるため。	新設校・廃校による学区の設定ができること。	・一部の自治体において、管理できている。	新設校・廃校による学区の設定ができること。	新設校・廃校による学区の設定ができること。				現在、機能は有していないが履歴付きで一括更新出来ると良い。		○		○		
b. 基本機能																	
b		1 漢字文字（氏名・住所）の照会については、拡大して照会ができること。	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「2.2.3文字コード照会等」に記載されている内容に従い、照会できると。ただし、住民記録とは業務要素が異なるため、文字コードの照会や拡大しての入力は不要とする。	文字コード照会（拡大しての入力・照会文字コードの照会）等ができること。	・一部の自治体において、管理できている。						漢字氏名は拡大して照会できること。		○			○	
b		2 DV又はストーカー等支援措置対象に対する抑止ができること。	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「3.1異動・発行・照会抑止」に記載されている内容に従い、抑止する必要があるため。	DV又はストーカーの管理を行っている場合、システム画面上の制御方法の確認（ヒアリング）	メモに登録されているのみである。	該当者である旨を画面に表示し注意喚起している。	該当者である旨を画面に表示し注意喚起している。	住所を表示しないようにしている。	該当者である旨を画面に表示し注意喚起している。			○			○		

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様が可能である	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える		
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装するべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能
c. 業務要件																	
c. 業務要件 - 1. 住民記録(宛名)連携																	
c	1	記載事項の変更(自動)ができること。住民記録システムから自動的に作成し、アラートを表示し、権限者によって確認・追記・修正ができること。 ※自動更新を行うか異動対象一覧を表示後に手動更新するかを制御可能とすること。	学校教育法施行令第一条第一項において、「当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない。」、第一条第二項において、「学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。」と定められているため。また、住民記録システムで異動となった児童又は保護者の情報を学齢簿に反映させる必要があるため。	記載事項の変更(自動)ができること。住民記録システムから自動的に作成し、アラートを表示し、権限者によって確認・追記・修正ができること。	・全ての自治体において、連携できている。	住民記録と連動して異動情報を自動反映できる。(ヒアリング)	住民記録と連動して異動情報を自動反映できる。(ヒアリング)	住民記録と連動して異動情報を自動反映できること。また、更新、削除ができること。さらに、通称名使用に対応できること(通称名は住記上のものに限らず、学齢簿独自で設定する場合も想定される。)	住基の異動情報が、自動的に学齢簿台帳に反映されること。また、変更履歴も管理できること。また、自動的に独立法人・県立・私立通学者など(市立学校の児童・生徒以外の市内在住者)の管理へも、反映できること。	住民記録と連動して異動情報を反映できること。	○					○	
c	1	2-	-	-	c-1-1)に含める。				住基の異動情報と連携して、新規に児童・生徒情報を学齢簿台帳へ自動登録できること。	住民記録と連動して学齢簿の作成ができること。							
c	1	3	学校教育法施行令第一条第一項において、「当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない。」、第一条第二項において、「学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。」と定められているため。また、住民記録システムで異動となった児童又は保護者の情報を学齢簿に反映させる必要があるため。	-	・自治体により自動連携する場合と、異動一覧で確認後に反映と違った違いがある。	住民記録システムで異動があった該当者が自動的に反映する。(ヒアリング)	住基システムで異動があった人の一覧が表示され、確認できること。	異動内容は、基本的に自動反映されるが、異動リストにて内容確認を行う。(ヒアリング)	学齢にある児童・生徒を含む世帯に関わる住基情報及び住登外情報に移動(住所移動・氏変更・世帯主変更等)があった場合には、住基情報及び住登外情報取込結果一覧を出力できること。	住記異動者一覧が作成できること。	○						○

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様で定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える		
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装すべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能
c	1	4	同上	-	・全ての自治体において、異動連携時に自動的に履歴の作成ができています。	学齢簿の履歴管理ができること。なお、異動年月日等の条件を与えてデータ抽出を可能とし、異動リストの出力は任意とできること。	住民記録連携時に自動で学齢簿の履歴ができる。(ヒアリング)	住民記録連携時に自動で学齢簿の履歴ができる。(ヒアリング)	住基の異動情報が、自動的に児童・生徒管理にも反映できること。学校の情報は、指定の学校に入学予定の児童・生徒の場合は、住所地に基づく学校に変更すること。指定校以外の学校に入学予定の児童・生徒は、学校の情報を上書きしない仕組みであること。また、変更履歴も管理できること。	異動処理の更新時に自動的に異動履歴ができること。	○				○		
c	1	5	-	-	・c-1-4に含める。			学齢簿の管理ができること。		異動履歴を含めた学齢簿の管理ができること。							
c	1	6	各自体により異動内容の通知方法は様々であるが、保護者並びに学校に異動内容を周知する必要があるため。また、異動処理を行うための確認資料であるため。	-	・全ての自治体において、異動通知及び異動者一覧表の出力が可能である。(ヒアリング)	異動通知及び異動者一覧表の出力が可能である。(ヒアリング)	学校宛て異動通知書(個人、異動事由ごとのもの)、学校宛て異動整理簿(異動者、異動事由の学校ごとの一覧)、どちらを出力するか選択できること。	異動通知及び異動者一覧表の出力が可能である。(ヒアリング)	異動通知及び異動者一覧表の出力が可能である。(ヒアリング)	学校宛の異動通知書が発行できること。	○				○		
c	1	7	-	-	・c-1-6に含める。					保護者宛の異動通知書が発行できること。							
c	1	8	-	-	・c-1-1に含める。				住基情報の異動データから、日次で就学予定者学齢簿データを最新の状態にできること。								
c	1	9	保護者の設定が任意に行えること。	住民情報の内容から保護者を自動判定した結果、保護者が判定できなかった場合は、保護者の情報を任意に変更できる必要があるため。		保護者認定申立の際、住基の同一世帯に保護者が存在しない場合に、代理保護者・保護者登録がバッチ処理で登録処理が可能であること。							○			○	
c	1	10	エラーリストの出力がスケジュール機能により児童出力できること。	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「9.1バッチ処理」に記載されている内容に従い、バッチ処理の実行をスケジュール管理する必要があるため。		データエラーリスト、更新エラーリストについて、10日間経過後も未出力の場合は強制出力すること。							○			○	

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様で定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える		
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装 すべき機能	イ. 実装 しても なくても 良い機能	ウ. 実装 しない 機能
c	3	12	検索により該当した情報の一覧表示ができること。 ※検索結果が設定件数を超えるとメッセージが表示されること。 以下は、実装してもなくても良い機能として整理する。 ※検索結果を降順、昇順に並び替えることができること。 ※過去の検索履歴から選択することにより対象者の照会ができること。	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「2.1検索」に記載されている内容に従い、検索結果を表示できること。 「検索結果表示件数の設定ができ、検索結果が設定件数を超えるとメッセージが表示されること。」 「検索結果画面において、各項目で分類（降順、昇順の並び替え）ができること。」 「過去の検索履歴から選択することにより対象者の照会ができること。」 については、住民記録システム標準仕様	検索により該当した情報の一覧表示ができること。 ・全ての自治体において、表示可能である。	検索結果の一覧表示ができる。（ヒアリング）	検索結果の一覧表示ができる。（ヒアリング）	検索結果の一覧表示ができる。（ヒアリング）	検索結果の一覧表示ができる。（ヒアリング）	検索結果表示件数の設定ができ、検索結果が設定件数を超えるとメッセージが表示されること。	○				○		
c	3	13	-	-	-	・c-3-12に含める。				検索結果画面において、各項目で分類（降順、昇順の並び替え）ができること。							
c	3	14	-	-	-	・c-3-12に含める。				過去の検索履歴から選択することにより対象者の照会ができること。							
c	3	15	-	操作性に関するものであるため。	-	・一部の自治体において、制御可能である。				メニューに戻ったり、画面を切り替えることなく、基本画面にて照会、異動、発行の操作が連続してできること。				○			○
c	3	16	-	世帯での検索で代用できるため。	兄弟姉妹の検索ができること。	・全ての自治体において、機能なし。								○			○
c. 業務要件 - 4. 台帳管理																	
c	4	1	個人を特定した後の学齢簿の表示ができること。	学校教育法施行規則第三十条において、管理項目が示されているため。	個人を特定した後の学齢簿の表示ができること。	・全ての自治体において、表示可能である。	検索後に学齢簿の照会が可能である。（ヒアリング）	検索後に学齢簿の照会が可能である。（ヒアリング）	異動状況、児童・生徒情報、保護者情報、学校情報が照会できること。	児童・生徒情報、保護者情報、就学校情報、就学猶予免除情報等の学齢簿情報を台帳管理でき、登録、編集（異動、修正、削除）、照会ができること。	○					○	
c	4	2	「新年度照会」ボタン、「現年度照会」ボタンで相互に照会できること。	現年度と新年度の状態を切替えて即時に確認できるため。	-	・一部の自治体において、表示可能である。		現年度の学齢簿照会画面、又は新年度照会画面から、「新年度照会」ボタン、「現年度照会」ボタンで相互に照会できること。						○			○

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様で定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える					
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装 する必要 ある機能	イ. 実装 しなくても よい機能	ウ. 実装 しない機能			
c	4	15	付箋を画面に添付でき、画面表示した場合に注意メッセージが表示されること。	備考とは別に付箋機能を有することで、画面照会時に注意喚起を行うことができるため。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○		
c	4	16	-	-	-	-	-	世帯員情報（氏名、生年月日、続柄、住記異動事由）、小学校区、中学校区の情報を照会できること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
c	4	17	異動履歴ごとに異動更新を実施した更新情報（更新日時、操作者名、場所等）が照会できること。	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「1.2.1異動履歴の管理」に記載されている内容に従い、管理できること。	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○		
c	4	18	-	-	-	-	児童生徒が海外転出等法令の適用外へ転出した等の場合において、学校からの報告により、住基及び外国人登録の消除状況を確認できること。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
c	4	19	個人を特定した後の変更履歴の表示ができること。	学校教育法施行規則第三十条において、管理項目が示されており、変更履歴についても確認を行う必要があるため。	個人を特定した後の変更履歴の表示ができること。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○		
c	4	20	一覧から選択することによりその時点の学齢簿を照会できること。	操作性に関するものであるため。	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○		
c	4	21	学齢簿記載内容変更ができること。	学校教育法施行令第三条において、「新たに学齢簿に記載をすべき事項を生じたとき、学齢簿に記載をした事項に変更を生じたとき、又は学齢簿の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行わなければならない。」と定められているため。	学齢簿記載内容変更ができること。	-	-	-	学齢簿情報の変更ができること。	学齢簿にある小学生及び中学生の情報を修正することができる。	-	-	更新は履歴を取得でき、かつ取得した履歴は照会できること。	学齢簿にある小学校・中学校・義務教育学校の生徒の情報や保護者の変更や年度途中での転学等の修正を行う。	-	-	-	○	-	異動（入学、編入学、転校、転校取消、保護者変更、住所・氏名変更、項目変更、退学、就学免除、就学猶予、就学再開、卒業、卒業取消、出学、出学取消、職権消除、職権回復、督促登録）の事由により異動ができること。

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様を定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要と認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える		
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装するべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能
c	4	D V又はストーカー33等支援対象に対する抑止ができること。	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「3.1異動・発行・照会抑止」に記載されている内容に従い、抑止する必要があるため。	D V又はストーカーの管理を行っている場合、該当者の異動制限が掛かっているかの確認（ヒアリング）	・一部の自治体において、可能である。 ・b-2に含める。	特に制御されておらず異動できる。	該当者である旨の警告メッセージが表示された後に異動を行うことができる。	制御していない。	制御していない。			○			○		
c	4	異動処理にて該当者の削除ができること。	誤って登録してしまった不要な対象者の削除が必要であるため。	検索・帳票印刷からの該当者の削除ができること。	・c-4-21に含める。								○		○		
c	4	35-	学齢簿・住基差異チェックリストにて確認を行ったうえで、手動による最新化を想定するため。	-	・一部の自治体において、可能である。								○				○
c. 業務要件 - 5. 学齢簿																	
c	5	1	学齢簿を出力できること。	学校教育法施行令第二条において、「毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者について、あらかじめ、前条第一項の学齢簿を作成しなければならない。」と定められているため。	-	・全ての自治体において、学齢簿の出力が可能である。	毎年7月1日現在の学齢簿を出力し、各学校の在籍児童生徒の在籍関係を確認できること。	学齢簿について、児童生徒氏名・通称名、生年月日、性別、住所、国籍、現就学校、指定学校、学年、入学・卒業年月日、指定学校変更・区域外就学・不就学（就学義務猶予・免除）状況についての期間や事由表記欄、前就学校、付記情報欄が印刷されること。小中区分の選択ができること。児童生徒の検索から照会画面に遷移し、当該児童生徒の学齢簿が印刷できること。	小学校、中学校ごとに学齢簿が発行できること。	学齢簿を出力できること。	学齢簿が発行できること。	○				○	
c	5	2-	-	-	-	・c-5-1に含める。					庁内保管用の学齢簿を出力する。庁内連絡用の学齢簿情報を出力する。						
c	5	2-	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「9.5住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）」に記載されている内容に従い、抽出条件の明記は行わない。	-	-	・一部の自治体において、可能である。							○				○
c	5	3-	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「9.5住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）」に記載されている内容に従い、出力順序の明記は行わない。	-	-	・一部の自治体において、可能である。							○				○

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様で定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える				
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装すべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能		
c	6	7-	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「9.5住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）」に記載されている内容に従い、抽出条件、出力順序の明記は行わない。	-	・一部の自治体において、可能である。						小学校区を指定して健康診断票、て健康診断予備調査票、健康診断結果通知書、それぞれの発送者一覧が作成できること。（出力順序として、小学校区・カナ氏名・生年月日・性別を組み合わせて任意の順で出力できること。）また、CSVデータとして出力できること。			○				○	
c	6	8-	-	-	・c-6-6に含める。						就学時健康診断票が発行できること。								
c	6	9-	EUC機能での代用とするため。	-	・一部の自治体において、可能である。	新年度の健康診断データを作成するため、現小学校別に入学予定の中学校を記載しているリストを出力できること。								○					○
c	6	10	健康診断通知書に実施日、時間、場所を任意で指定できること	-	・一部の自治体において、可能である。 ・c-6-6に含める。	各小学校の就学時健康診断の実施日および受付時間の登録について、オンラインから登録できること。 就学時健康診断の受診場所を任意に設定できること。													
c	6	11-	学齢簿の管理項目でないため。	-	・一部の自治体において、可能である。	就学時健康診断の待ち時間に実施している子育て講座（生涯学習課主催）の有無について、オンラインから登録できること。								○					○
c	6	12	入学通知書及び発送者一覧表の出力ができること。 ※就学義務猶予免除中の対象者は、除外できること ※他所課で通知を再発行する場合の公印が指定できること。 ※学区不明リストは、EUC機能での代用とする。	-	・全ての自治体において、可能である。	入学通知書については、外国籍児童・保護者氏名等外国人登録の氏名文字数に対応すること。また、就学義務猶予中は、入学通知発行をしないこと。（学区不明リスト、保護者エラーチェックリスト、対象者集計表および氏名外字・桁あふれリストについて、10日間経過後も未出力の場合は強制出力すること。）	入学通知書が児童生徒毎に出力できること。また、一括で出力できること。	小学校入学予定の学齢児童及び中学校入学予定の学齢生徒を対象に通知書を作成・発行ができること。さらに小学校区、中学校区ごとに名簿を作成できること。入学予定者名簿は出力ソフト順を指定できること。（EUC可）	新入学児童・生徒を対象とした入学通知書が全件、学校単位、個人単位で出力できること。	入学期日を指定して、小学校入学通知書が発行できること。	○				○				

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様を定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える				
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装するか	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能		
c	6	20	小学校入学名簿が出力できること。	庁内連絡用及び学校連絡用の学齢簿情報を出力する必要があるため。 ただし、住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「9.5 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）」に記載されている内容に従い、抽出条件、出力順序の明記は行わない。	-	・一部の自治体において、可能である。	新入学児童の名簿（児童生徒氏名、フリガナ、生年月日、住所、入学校名、保護者氏名、続柄）を、学校ごと、小学校区分ごとに選択し、出力できること。			新入学予定者一覧（名簿）が、全件、学校単位で出力できること。			○			○			
c	6	21	中学校入学名簿が出力できること。	同上	-	・一部の自治体において、可能である。	新入学生徒の名簿（児童生徒氏名、フリガナ、生年月日、住所、入学校名、保護者氏名、続柄）を、学校ごと、中学校区分ごとに選択し、出力できること。			中学校区を指定して中学校入学名簿が作成できること。（出力順序として、小学校区・中学校区・カナ氏名・生年月日・性別を組み合わせ任意の順で出力できること。）また、CSVデータとして出力できること。			○			○			
c	6	22	-	EUC機能での代用とするため。	-	・一部の自治体において、可能である。	就学前幼児名簿、就学予定中学校一覧、国・私立入学名簿について、次年度小中学校入学予定者について、小中区分選択ができること。学校ごとに選択、出力ができること。						○					○	
c	6	23	-	EUC機能での代用とするため。	-	・一部の自治体において、可能である。	学校区不明者名簿について、指定学校が振り当てられていない児童生徒が、一覧で表示されること。						○						○
c	6	24	-	-	-	・一部の自治体において、可能である。 ・c-6-12に含める。	市内に住民登録または外国人登録があり、翌年小学校新入学の外国人入学予定者リストについて、10日間経過後も未出力の場合は就学案内を強制出力すること。												
c	6	25	小学校、中学校の入学対象者に対して指定した入学年月日を一括して登録できること。	入学予定者を新1年生として登録するため。	-	・一部の自治体において、可能である。				小学校、中学校の入学対象者に対して指定した入学年月日を一括して登録できること。			○				○		

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様で定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える		
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装 すべき機能	イ. 実装 しても なくても 良い機能	ウ. 実装 しない機能
c. 業務要件 - 8. 転入・転出・移籍・統廃合																	
c	8	1	転入児童生徒の学齢簿の新規作成ができること。住民記録システムから自動的に作成し、アラートを表示し、権限者によって確認・追記・修正ができること。※保護者の自動判定ができること。※学校区の自動判定ができること。	学校教育法施行令第一条第一項において、「当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒について、学齢簿を編製しなければならない。」、第一条第二項において、「学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。」と定められているため。また、住民記録システムで異動となった児童又は保護者の情報を学齢簿に反映させる必要があるため。	転入児童生徒の学齢簿の新規作成ができること。住民記録システムから自動的に作成し、アラートを表示し、権限者によって確認・追記・修正ができること。	・一部の自治体において、可能である。		転入者の保護者名、続柄、前学校、受入日等の情報を入力でき、異動通知書、転入学通知及び保護者宛学校入学通知書を出力できること。	住記の登録者を検索し、新規に学齢簿を登録できること。また、更新、削除ができること。さらに、通称名使用に対応できること（通称名は住記上のものに限らず、学齢簿独自で設定する場合も想定される。）。			○			○		
c	8	2	児童に異動があった場合に住民記録情報から反映可能な項目は更新できること。	学校教育法施行規則第30条に記載の項目を最新管理する必要があるため。	住民記録システムで児童に転居、転入及び転出等の異動が発生した場合、自動反映するかの確認（ヒアリング）	・全ての自治体において、可能である。	氏名、氏名フリガナ、通称名、本名、現住所、転出先住所、生年月日、性別、小学校区、中学校区が反映される。	氏名、氏名フリガナ、通称名、本名、現住所、生年月日、性別、小学校区、中学校区が反映される。外国人で通称名が登録されている場合は、通称名が氏名となり、登録されていない場合は、本名が氏名となり、併記を行うことができない。異動内容は、基本的に自動反映されるが、異動リストにて内容確認を行う。	氏名、氏名フリガナ、通称名、本名、現住所、生年月日、性別、小学校区、中学校区が反映される。転入、転出は対応外で、転入の場合は、異動票により手動反映を行う。学校区は指定校が設定される。			○			○		
c	8	3	保護者に異動があった場合に住民記録情報から反映可能な項目は更新できること。	学校教育法施行規則第30条に記載の項目を最新管理する必要があるため。	住民記録システムで保護者に転居、転入及び転出等の異動が発生した場合、自動反映するかの確認（ヒアリング）	・全ての自治体において、可能である。	氏名、氏名フリガナ、通称名、本名、現住所、転出先住所、生年月日、性別、小学校区、中学校区が反映される。異動があると、一度異動一覧として挙がってきて、確認後反映される。	異動リストにて内容確認を行い、必要に応じて異動処理を行う。	氏名、氏名フリガナ、本名、現住所、生年月日、性別が反映される。転入、転出は対応外で、必要に応じ手動反映を行う。			○			○		
c	8	4	学校宛の異動通知及び異動リストを出力できること。※一括出力は人口規模によって機能があると望ましい。	異動者の学校への連絡が必要であるため。	住民記録システムで何等か異動があった場合、どのように学校に連絡を行っているかの確認（ヒアリング）	・全ての自治体において、可能である。	異動通知を印刷し、対象の学校に送付している。	異動一覧をExcelにまとめ送付している。	異動通知書を送付している。	異動があった時点でシステムから出力される異動通知書を随時送付している。			○			○	

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案件	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様が定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える								
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装 すべき機能	イ. 実装 しなくても 良い機能	ウ. 実装 しない機能						
c	8	11	学校から転入報告を CSV データで受け取り、システムに取り込むことができること。	教育委員会に届け出た日と実際に入学した日が違うケースが想定されるため、学校からの情報による取り込み機能が必要であるため。 ※学校との連携については、今後検討が必要である。 ※組合立など複数の自治体に跨る学校の連携については、今後検討が必要である。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
c	8	12	-	-	-	c-8-4に含める。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	学校宛の転入学通知書が発行できること。
c	8	13	新設校・廃校_入学通知書が出力できること。 ※学区不明リストは、EUC機能での代用とする。	新設校・廃校に伴って、入学通知書を一括発行する必要があるため。 住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「9.1.1バッチ処理」に記載されている内容に従い、バッチ処理の実行スケジュール管理する必要があるため。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	移籍通知書については、システム内カレンダー（テーブル）等でスケジューリングし、（戸籍住民課での出力を含めて）発行を制御できること。（移籍時のみ実施）また、再発行ができること。（学区不明リストおよび移籍時指定変更者リストについて、10日間経過後も未出力の場合は強制出力すること。）
c	8	14	-	-	-	c-8-13に含める。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	学校統廃合通知書の印刷ができること。
c. 業務要件 - 9. 指定学区以外																							
c	9	1	学校選択制に伴う異動の登録・変更・照会ができること。	学校教育法施行規則第三十二条第一項において、「就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。」とされているため。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	以下に掲げる指定学校区以外の管理が可能であること。 ・選べる学校制度

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様を定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える			
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装すべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能	
c	9	11	-	-	c-9-3に含める。		指定学校変更の解除をできること。											
c	9	12	-	-	c-9-3に含める。	保護者からの申請により指定学校の変更を行う場合、指定学校変更コードの追加等に対応できること。												
c	9	13	-	操作性に関するものであるため。	・一部の自治体において、可能である。	盲者等の就学について、住基異動の際に、学齢簿の記載事項の異動でかつ義務学校籍の場合は、異動通知書（学事課あて）を出力すること。							○					○
c	9	14	就学校変更者一覧が出力できること。	学校教育法施行令第八条において、「保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。」とされているため。	・一部の自治体において、可能である。	就学校変更者リストについて、指定外就学処理を行っている児童生徒の抽出ができること。変更許可の理由、期間が表示されること。							○					○
c	9	15	-	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「9.5住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）」に記載されている内容に従い、抽出条件の明記は行わない。	・一部の自治体において、可能である。	就学校変更者リストについて、小中学校区分が選択できること。学校ごとに出力ができること。							○					○
c	9	16	-	EUC機能での代用とするため。	・一部の自治体において、可能である。	指定外就学者名簿、指定外期間満了者リスト、指定校変更名簿リストについて、指定外就学処理を行っている児童生徒の抽出ができること。小中学校区分が選択できること。学校ごとに出力ができること。変更許可の理由、期間が表示されること。							○					○

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様を定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える			
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装 すべき機能	イ. 実装 しなくても 良い機能	ウ. 実装 しない機能	
c	9	28	-	-	-	c-9-17に含める。				区域外就学の許可理由と許可期間が管理できること。								
c	9	29	-	-	-	c-9-17に含める。				区域外就学情報の履歴を管理できること。また履歴を一覧で確認できること。								
c	9	30	EUC機能での代用とするため。	-	-	・一部の自治体において、可能である。				区域外就学期間が終了した児童生徒の一覧が画面表示できること。申請年度・申請事由・就学期間を条件として区域外就学の申請情報を検索して一覧が画面表示できること。			○					○
c	9	31	区域外就学者名簿、就学校変更者リストが出力できること。	学校教育法施行令第九条及び第十条において、「区域外就学等」の手続きが規定されているため。	-	・一部の自治体において、可能である。			区域外就学者名簿、就学校変更者リストについて、区域外就学処理を行っている児童生徒の抽出ができること。変更許可の理由、期間が表示されること。	区域外就学期間が管理でき、区域外就学対象者一覧を出力できること。			○			○		
c	9	32	-	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「9.5住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）」に記載されている内容に従い、抽出条件の明記は行わない。	-	・一部の自治体において、可能である。			区域外就学者名簿、就学校変更者リストについて、小中学校区分が選択できること。学校ごとに出力ができること。	区域外就学対象者一覧を小学校、中学校、学校、学年、小学校区、中学校区、期間の範囲を指定し出力できること。			○					○
c	9	33	-	EUC機能での代用とするため。	-	・一部の自治体において、可能である。			区域外期間満了者リスト、指定校変更名簿リストについて、区域外就学処理を行っている児童生徒の抽出ができること。小中学校区分が選択できること。学校ごとに出力ができること。変更許可の理由、期間が表示されること。	区域外就学期間が終了した児童生徒の一覧が表示できること。申請年度・申請事由・就学期間を条件として区域外就学の申請情報を検索して一覧が表示できること。			○					○
c	9	34	国・私立就学に伴う異動の登録・変更・照会ができること。	学校教育法施行令第九条及び第十条において、「区域外就学等」の手続きが規定されているため。	-	・一部の自治体において、可能である。			以下に掲げる指定校区以外指定学校変更や区域外就学によらず、就学校の修正が行えること。	以下に掲げる指定校区以外の管理が可能であること。 ・国立、私立、他自治体の公立学校など、管外の学校の在籍管理			○				○	

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様を定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える			
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装すべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能	
c	11	3-	EUC機能での代用とするため。	-	・一部の自治体において、可能である。			通称名を使用している児童生徒の一覧を出力できること。(EUC可)				○					○	
c	11	4	校区別児童生徒一覧を出力できること。	庁内連絡用の学齢簿情報を出力する必要があるため。	-	・一部の自治体において、可能である。		児童・生徒名簿を出力できること。帳票ごとの通し番号が出力されること。 出力項目については、帳票要件と合わせる必要あり。 児童名、氏名カナ、日、性別、住所、町内会、学年、保護者氏名、続柄、備考、外国籍の場合は国籍が出力されること。		小学校、中学校の在籍者を出力できること。			○			○		
c	11	5-	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「9.5住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)」に記載されている内容に従い、抽出条件の明記は行わない。	-	・一部の自治体において、可能である。		児童・生徒名簿について、小中区分の選択ができること。学校ごとに出力できること。			小学校、中学校の在籍者について、在籍学校、学年ごとに一覧出力できること。			○					○
c	11	6	小学校入学者名簿、中学校入学者名簿を出力できること。	庁内連絡用の学齢簿情報を出力する必要があるため。	-	・一部の自治体において、可能である。		新入学児童生徒名簿を出力できること。帳票ごとの通し番号が出力されること。 出力項目については、帳票要件と合わせる必要あり。 児童生徒氏名、氏名カナ、年月日、性別、住所、町内会、学年、保護者氏名、保護者続柄、備考、外国籍の場合は国籍が出力されること。					○			○		
c	11	7-	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「9.5住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)」に記載されている内容に従い、抽出条件の明記は行わない。	-	・一部の自治体において、可能である。		新入学児童生徒名簿について、小中区分の選択ができること。学校ごとに出力できること。						○					○
c	11	8-	EUC機能での代用とするため。	-	・一部の自治体において、可能である。		卒業生名簿について、小中区分の選択ができること。学校ごとに出力できること。帳票ごとの通し番号が出力されること。児童生徒氏名、氏名カナ、生年月日、性別、住所、町内会、学年、保護者氏名、保護者続柄、備考、外国籍の場合は国籍が出力されること。						○					○

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様で定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える		
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F市 5万以下					ア. 実装可能な	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能
f. 抑止設定																	
f. 抑止設定 — 1. 変更・発行・照会抑止																	
f	1	1	記載内容変更における権限設定（処理不可、処理可だがアラート表示、処理可と設定）ができること。	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「3.1異動・発行・照会抑止」に記載されている内容に従い、抑止設定できること。													
f	1	2	帳票発行における権限設定ができること。	帳票発行における権限設定ができること。													
f. 抑止設定 — 2. 変更記録記載																	
f	2	1	—	学齢簿を紙管理している場合は、取り消し線による記載を行っているが、システム管理上は取り消し線での起債ではなく、異動履歴の照会を想定するため。	該当項目の取り消し線による記載（児童生徒・保護者名、児童生徒・保護者カナ氏名、児童生徒・保護者現住所、保護者と児童生徒との関係、国籍）ができること。												
g. 自治体判断機能																	
g. 自治体判断機能 — 1. 成人式処理																	
g	1	1	成人式案内送付一覧の作成ができること。	学齢簿情報を利用して他所課にて運用しているケースが多数であるため。	成人式該当者一覧名簿の作成ができること。	一部の自治体において、可能である。	学齢簿で作成しない。（ヒアリング）	学齢簿で作成しない。（ヒアリング）	学齢簿で作成しない。（ヒアリング）								
g	1	2	成人式案内通知の作成ができること。	同上	成人式案内の作成ができること。	一部の自治体において、可能である。	住民基本台帳より、新成人に対する成人式の案内状を送付することができる。（調達仕様書）学齢簿で作成しない。（ヒアリング）	成人式の案内が発行できること。（ヒアリング）	住民基本台帳より、新成人に対する成人式の案内状を送付することができる。（調達仕様書）学齢簿で作成しない。（ヒアリング）	成人式の案内が発行できること。（ヒアリング）							
g	1	3	運動会案内送付一覧の作成ができること。	学齢簿情報を利用して他所課にて運用しているケースが多数であるため。	成人式該当者一覧名簿の作成ができること。												
g	1	4	運動会案内通知の作成ができること。	同上	成人式案内の作成ができること。												
g. 自治体判断機能 — 2. 児童生徒推計																	
g	2	1	学区区・学校・行政区別集計表（小学校）及び学区区・学校・行政区別集計表（小学校）が出力できること。 ※特殊学級通学児童性は別途計上できること。	児童生徒数を確認する必要があるため。 住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「9.5住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）」に記載されている内容に従い、抽出条件の明記は行わない。	学校ごとの児童生徒数推計ができること（入学予定の児童生徒も含め集計できること）。	一部の自治体において、可能である。	小学校毎の異動統計について、テキストデータ等で月次または随時に抽出できること。	小学校、中学校ごとに人数集計表が発行できること。このとき、特殊学級通学児童生徒の数を別途集計して容易に把握できること。	小学校、中学校ごとに人数集計表を出力できること。0~14歳の各学齢、小学校区、中学校区、行政区別集計表を出力できること。	小学校・中学校別に学区区、就学校、就学区分（指定校・学区外・区域外）を指定して校区別児童生徒調が作成できること。また、CSVデータとして出力できること。							

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様が定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に開するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える		
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装すべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能
h	6	帳票の内容をマスタ管理できること。 ・帳票タイトル ・通知文 ・公印有無 ・認証肩書 ・認証者	自治体により内容が異なるため。	-	・一部の自治体において、可能である。				帳票情報が管理出来る。			○			○		
h	7	就学時健康診断の実施日時、実施場所、受付開始/終了時間は画面から容易に設定できること。	健康診断通知書を出力する際、実施場所ごとに印字内容を切替える必要があるため。	-	・一部の自治体において、可能である。					就学時健康診断の実施日時、実施場所、受付開始/終了時間は画面から容易に設定できること。			○			○	
h	8	就学小学校名、入学式年月日/開始時間は画面から容易に設定できること。	小学校入学通知書を出力する際、就学学校ごとに印字内容を切替える必要があるため。	-	・一部の自治体において、可能である。	各学校の入学式日時等も管理し、入学通知書に出力できること。				就学小学校名、入学式年月日/開始時間は画面から容易に設定できること。			○			○	
h	9	就学中学校名、入学式年月日/開始時間は画面から容易に設定できること。	中学校入学通知書を出力する際、就学学校ごとに印字内容を切替える必要があるため。	-	・一部の自治体において、可能である。					就学中学校名、入学式年月日/開始時間は画面から容易に設定できること。			○			○	
i. 共通																	
i. 共通 - 1. EUC機能等																	
i	1	1 データソースの整備ができること。	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「10.1EUC機能ほか」に記載されている内容に従い、データソースの整備ができること。	-	データソースの整備ができること。										○		○
i	1	2 データ抽出・分析・加工ができること。	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「10.1EUC機能ほか」に記載されている内容に従い、データ抽出、分析、加工ができること。	-	データ抽出・分析・加工ができること。	・一部の自治体において、可能である。	随時に任意の条件により、住基及び学区の関連データを、テキスト形式で抽出できること。			汎用抽出データ（学齢簿のデータを多様な条件で抽出）を作成できること。			○			○	

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様を定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える			
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装すべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能	
i	1	3	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「10.1EUC機能ほか」に記載されている内容に従い、データ出力ができること。	データ出力（任意の条件によるデータ出力（CSV））ができること。	・一部の自治体において、可能である。	随時に任意の条件により、住基及び学区の関連データを、テキスト形式で抽出できること。			小学校、中学校別に学齢簿データの切出しができること。（CSV形式）			○			○			
i	1	4	-	EUC機能での代用とするため。	-	・一部の自治体において、可能である。			EUC機能等を活用することにより、下記の一覧表、集計表が出力できること。 児童生徒一覧表（私立、国立、養護学校等、学校種別毎）／児童生徒一覧表（国籍毎）／児童生徒数集計表（国籍毎）／学校変更が許可されている児童生徒一覧表（許可期限日指定抽出）／中学生の出身小学校一覧表／小学生の進学中学校一覧表／次年度の進級、進学予定者数の集計表／人口統計表（1~14歳・学区別人数集計、1~14歳・住所別人数集計、在籍児童の住所範囲内人数集計）			○						○
i	1	5	-	EUC機能での代用とするため。	-	・一部の自治体において、可能である。			小学校、中学校別に学齢簿データの切出しができること。（CSV形式）			○						○
i	1	6	校務支援情報との連携、学齢簿の出力順としての使用が想定されるため。	出力した学齢簿データ（CSV形式）に対し、別システム（校務支援システム）で学級の情報を付加した結果を、学齢簿情報として取り込むことができること。	・一部の自治体において、可能である。			出力した学齢簿データ（CSV形式）に対し、別システム（校務支援システム）で学級の情報を付加した結果を、学齢簿情報として取り込むことができること。				○						○
i. 共通 - 2. アクセスログ管理																		
i	2	1	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「10.2アクセスログ管理」に記載されている内容に従い、ログの取得ができること。	ログの取得ができること。								○						○

【標準的な機能要件の対比表】

分類	項番	A:標準仕様書に盛り込むべき機能要件案	B:採用又は不採用の理由	C:仕様書ひな形	D:自治体ごとの機能の相違の概要	E:選定自治体における調達仕様書					i. すべての自治体で同様の機能を有している	ii. 自治体ごとに要望は異なるが、望ましい仕様を定義できる	iii. 一部の自治体ではあるが、必要性が認められる	iv. 必要性は認められない、もしくは、操作性に関するものである	v. i からivいずれかに分類するか協議が必要と考える		
						A市 指定都市	C市 中核市	D市 10~20万	E市 5~10万	F町 5万以下					ア. 実装すべき機能	イ. 実装しなくても良い機能	ウ. 実装しない機能
i	5 4	文字の大きさを調整し、文字超過にならないこと。または、文字超過時に文字溢れリストを出力できること。	住民記録システム標準仕様書【第1.0版】の「5.8文字溢れ対応」に記載されている内容に従い、文字溢れ時の対応ができること。	文字の大きさを調整し、文字超過にならないこと。	・全ての自治体において、可能である。	できない。桁あふれリストが出力される。(ヒアリング)	できない。文字切れリストがあるので該当者を確認し、個別対応を行っている。(ヒアリング)	できない。外国人など長い氏名の場合、小さくなりすぎるのも困る、現在は文字切れリストがあるので該当者を確認し、個別対応を行っている。(ヒアリング)	できる。(ヒアリング)	半角文字にして調整する。文字切れとなるものは文字切れリストが出力される。(ヒアリング)		○			○		

